

非課税世帯の水道料金・下水道使用料の減免について

(水道局から水道料金等の請求をされていないお客さまの場合)

水道料金を支払うことが困難な世帯に対して、経済的負担の軽減を図るために行っている制度です。

◆減免の対象は？

次の①～④すべてに当てはまる世帯です。

- ①仙台市内にお住まいで**水道を生活用として使用している**。(施設入所・長期入院など居住実態がない場合は対象外)
- ②水道を使用している方**全員の市県民税(住民税)が非課税**である。
- ③申請の日における収入が少なく著しく生活に困窮し、**水道を使用している方以外から継続性がある経済的援助※を受けていない**。(例えば?...ひとり親世帯の養育費、実家に住む親からの仕送り、単身赴任や施設入所している家族からの生活費、別住所に住む人からの家賃やローンの支払い、他名義カードでの水道光熱費の支払い、健康保険の被扶養者になっているなど)
※ただし、援助を行っている世帯が生活保護を受けている、または市県民税(住民税)が非課税とされている場合は対象となります。
- ④**水道等の使用に対する費用を**大家さん・不動産屋さん等へ**支払っている**。

建物や水道のご使用状況等によっては、減免の対象にならない場合があります。

◆減免額は？

減免期間終了後に基本料金相当額をお支払します。

1ヶ月あたりの 減免額 (消費税10%を含む)	水道料金の口径 13mmの基本料金	下水道使用料の 基本使用料	合計
	638円	773円	1,411円

お支払する手続きの際に、水道料金と下水道使用料の領収書を提出していただくことになりますので、大切に保管してください。

なお、お支払の対象となるのは、居住している間に水道局で建物の検針を行った期別となります。お引越後の検針に対する月分は、領収書を提出していただいてもお支払できません。

詳しくは、減免期間終了後(8月下旬ころ)にお送りする「還付のご案内」をご確認ください。

◆減免期間は？

7月から翌年6月までの1年間です。

ただし、期間の途中で減免の申請をされた方は、申請いただいた日の翌月から6月までの減免期間となります。

申請前の期間にさかのぼって減免を適用することはできません。

なお、減免適用中の方には更新時期に「減免申請書(更新申請用)」を郵送します。

収入状況の確認等を行いますので、**毎年**申請が必要です。

◆申請に必要な書類は？

<初めて減免を申請される方>

・「申請書」

郵送での申請をご希望の方は申請書類を郵送しますのでお電話ください。

青葉区・泉区で水道をご使用の方 北料金センター Tel 022-371-8830

宮城野区・若林区・太白区で水道をご使用の方 南料金センター Tel 022-304-0020

・世帯全員の減免を受けようとする年度の「市・県民税非課税証明書」

18歳以下の被扶養者の分は必要ありません。

※市・県民税非課税証明書は、1月1日に仙台市内に住民票がある方の場合、お住まいの区にかかわらず区役所・総合支所でお取りいただけます。

・代理人が窓口で申請する場合は「委任状」

<引き続き減免を申請される方>

減免申請書（更新申請用）を郵送しますので、詳しくはそちらをご覧ください。

◆減免の申請場所は？

郵送での申請を推奨しております。同封の返信用封筒に入れてご郵送ください。
水道局の窓口でも受付しております。

◆減免申請の結果は？

減免が適用になるか審査を行い、結果を郵送でお知らせします。

審査を行うにあたり、担当者からあらためて生活状況等をお電話または現地にて確認させていただくことがございますので、ご了承願います。

◆(減免適用期間中) こういう場合は〈お問い合わせ先〉にご連絡ください

・課税世帯へ変更になった

減免の適用は終了となります。必ず下記〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。

ご連絡が遅れると、さかのぼって減免額をお返しいただくこともあります。

・引っ越しした

仙台市内で引っ越しした場合のうち、減免の要件を満たす場合であれば、引き続き減免を受けることができます。その時は、転居継続申請書を提出していただく必要があります。**申請書の提出がないと、新しい住所地では減免が適用になりません。**

・水道をご使用になっている方が増えた

その方の「市・県民税非課税証明書」の提出が必要です。(ただし、18歳以下の被扶養者の分は必要ありません。)

・水道をご使用になっている方が減った、氏名が変更になった

届出が必要です。下記〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。

〈お問い合わせ先〉

仙台市水道局 南料金センター

Tel 022-304-0020 Fax 022-304-0137

月曜日～金曜日 8時30分～17時(祝休日、12月29日～1月3日を除きます。)